

平成28年度  
年度計画

平成28年4月1日～平成29年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学



# 公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 28 年度年度計画

## 第 1 年度計画の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

## 第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育

#### (1) 目指すべき教育の方向

##### (ア) 学部（専攻科含む）

- ① 教養科目について、引き続き、学生によるカリキュラム評価のためのアンケートや教員による評価を行い、必要に応じて授業内容や展開方法を工夫する。また、学生の授業評価アンケートを実施し、その評価から教育の振り返りを行う。
- ② 教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員へより一層の浸透を図るとともに、各科目の授業の初めに、教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、学生への浸透を図る。
- ③ 学生の自己教育力を図る方法として、アクティブ・ラーニングのより積極的な導入を検討する。
- ④ 技術教育についての教員の研鑽を推奨する。  
平成 27 年度に更新あるいは新規購入した技術教育用の機器・機材などを有効に活用して教育の充実を図る。  
卒業時の技術習得の状況の評価や学生の授業評価を踏まえ、技術教育の内容・方法のさらなる充実を図る。
- ⑤ 専門科目について、これまでの教育内容及び方法の教育効果を評価し、実践の場に促した専門的知識・技術教育の充実を図る。
- ⑥ 海外留学に関する経験者等の情報を学生に提供するほか、安全な海外渡航のための体制づくりや短期研修の試行等について検討する。

##### (イ) 大学院

- ① 専攻分野に関わらず、両専攻の学生が広い視野で学修できるよう、必修の共通教育科目（保健医療学特論、地域保健医療特論、組織管理学特論、医療倫理学特論など）を配し教育内容を充実させているが、2 年間の教員・学生による授業評価等を基に見直しを行い、さらなる充実を図る。
- ② 「保健医療チーム特論」をはじめ共通科目の学修を通して、他職種への理解や職種間連携・協働について学習する機会を強化する。
- ③ 少人数教育の特性を活かし、ゼミナール形式の授業展開や学生によるプレゼンテーションの導入など、教員と学生が双方向性のディスカッションを通して学ぶ教育形態を充実させる。

- ④ 教員の学位・研究分野などを勘案して科目の担当教員の構成を行うとともに、必要に応じて兼担教員・非常勤講師を登用して教育内容の充実を図る。
- ⑤ 看護学・医療技術科学両専攻に、研究理論・研究過程の学修科目を配し、研究活動の基盤をつくる。研究に関連する専門領域の指導は、特論・演習・特別研究を通して同一教員が一貫して指導を担当して段階的に深めるとともに、必要に応じて関連分野の非常勤講師等を活用する。
- ⑥ 愛媛県内における細胞検査士資格取得者の状況、資格取得に対するニーズなどを調査し、養成コース設置について検討する。

## (2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 現状のカリキュラムの問題点、改善点について、学生アンケート、教員アンケートを通じて、現状のカリキュラムの問題点、改善点について継続的に調査し、課題を抽出する。
- ② 自己点検評価等で明らかになったカリキュラムの問題点、課題や教育改善のための方策に関して、両学科や関係する委員会を中心に協議し、改善に着手する。
- ③ カリキュラム検討委員会において、カリキュラム評価を継続するとともに、教務委員会・FD委員会と協働して科目間連携や教育内容の調整ができるよう連携体制を整える。
- ④ シラバス等にかリキュラムポリシーを明記するほか、ガイダンス等を通じてカリキュラム編成の意義や意図を説明し、学生への周知を図る。
- ⑤ 医療技術科学専攻の教育カリキュラムと、細胞検査士の資格取得に必要な教育内容を比較検討し、細胞検査士養成コースの教育内容と教育方法について検討する。

## (3) 教育方法の改善

### ア 授業方法の改善・工夫

#### (ア) 学部（専攻科含む）

- ① 医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。
- ② 共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目において、可能な限り両学科合同による授業を開講しており、これらを継続して実施・評価するとともに、必要に応じて改善を検討する。
- ③ これまでに計画実施してきた少人数教育の成果を検証し、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習を積極的に行い、各学年における少人数教育を充実させる。

- ④ eラーニングで使える既存の教材の内容、使い方等の情報収集を行い、その運用体制と教材開発を開始する。
- ⑤ 各学科の特徴を生かしたeラーニングの運用体制と教材開発を開始する。
- ⑥ 大学主催の臨地実習意見交換会（年1回）を開催し、臨地実習ごとの協議内容を踏まえて、指導体制を充実させるとともに、実習科目ごとの打合せ会や反省会を通して、臨地実習施設との密接な連携を図る。
- ⑦ シラバスの記載方法の統一を図るなど、内容が分かりやすい構成に努めるとともに、ホームページにも掲載していることを学生に周知し活用の促進を図る。

#### (イ) 大学院

- ① 研究の進捗状況に応じて、研究計画発表会や研究中間発表会、最終論文発表会を領域・専攻を超えて開催する。
- ② 看護学専攻と医療技術科学専攻の学生が共通に履修する科目を継続して開講する。
- ③ 現在整備できているウェブ会議システムの効果的な活用を進める。  
eラーニング学修の教材や活用方法について検討する。
- ④ 現行カリキュラムについての評価方法について検討する。
- ⑤ ティーチング・アシスタント(TA)の規程を整え、平成28年4月より運用を開始する。

#### イ 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用して、「ティーチング・ポートフォリオ」などの、教育実践のリフレクション・学習指導方法等についてのFD研修を行うとともに、教員の参加を促進するために積極的な啓発活動を行う。  
学内における新任教員研修を採用後早期に開催するとともに、新規採用された教員を対象としたSPODプログラムの「授業デザインワークショップ」などのプログラムへの参加を推奨する。
- ② 授業の質的向上を図るため、教員相互評価のための授業公開制度を引き続き実施する。  
また、学生の「授業評価アンケート」による授業評価の集計結果を速やかに教員に返却して活用を促すとともに、課題解決を図る一つの方法としてSPODプログラムへの教員の積極的な参加を促す。
- ③ 他大学等の状況を参考にして、大学院の授業評価方法について検討する。

#### (4) 教育成績評価システムの確立

- ① 学位授与方針(ディプロマポリシー)を明確化し、シラバスに明記するほか、ガイダンス等において周知を図る。

- ② 成績評価基準、方法についてはシラバスに明記するほか、新年度ガイダンスや各授業の初回において説明し、周知を図る。  
試行してきたルーブリック評価の有効性が確認できたので、活用の範囲を拡大するなど、客観評価の工夫を行う。
- ③ 実習科目ごとに学生の目標達成状況を把握し、個別かつ段階的な指導に結び付ける。
- ④ 学生の自己学修の状況について、評価する方法を検討する。
- ⑤ 27年度に修了した学生の追跡評価について内容・方法・時期を検討し、年度内に実施する。

#### (5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 講義室、演習室の設備・備品の見直しや整備を行うとともに、学生が使いやすい図書館とするため、内装の改修や配置の変更、設備の整備・更新等について検討する。
- ② 学修の効率を高めるためのIT環境整備およびデジタルコンテンツの導入に関して、関係する委員会間で検討を行う。
- ③ 教員および司書が専門図書の全体バランスを考慮して選書を行い、より一層の充実を図る。利用者、特に学生の要望を取り入れた選書を行うために、引き続きブックハンティングや学生による選書など、学生が図書館と積極的に関わる機会を設定し、参加を促す。また、継続的に専門図書の見直しを行い、より有用な図書の充実に努める。
- ④ 平日夜間の利用時間延長、土曜日開館時間延長や日曜・祝祭日の図書館利用の必要性および可能性について調査・検討を行う。
- ⑤ 学生対象に学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習および卒業研究への活用を推進する。  
電子ジャーナルの積極的利用を促し、研究推進に役立てるための情報提供を積極的に行う。また、電子ジャーナルの見直し等についても検討する。
- ⑥ アクティブ・ラーニングを推進するため、図書館の改築および配置の変更等によるラーニング・コモンズの設置について検討する。  
併せて、ラーニング・コモンズにおけるソフト面での充実を図るため、図書館職員の能力向上の方策について検討する。

#### (6) 学生の受け入れ

- ① 定員増最終年度となり、全学年が100名定員となるため、適切な入試方法の選択し、公正に運営する。

- ② センター試験の廃止など大学入学者選抜の制度改革の動向等を注視し、本学のアドミッションポリシーに基づいた入試が適切に実施できるよう必要な検討を行うほか、引き続き、志願者の動向や入学後の状況について分析する。
- ③ 優秀な受験生を多数確保することを目的に、大学説明会を開催し、各高校の進路指導担当教員に本学の目的、特色、学生生活などを直接説明するとともに高校側の意見を聴く機会を持つ。

また、教員が各高校を訪問して、本学に関する情報提供や求める学生像の浸透を図る。

さらに、出張講義、進学説明会、高校内ガイダンス等に参加し、高校生の医療系分野への関心を高めるとともに、高校側の意見やオープンキャンパス参加者のアンケート結果などを踏まえて効果的な広報活動を検討する。
- ④ 病院訪問、大学院説明会及びホームページの充実等の広報活動を通じて、広く関係団体や医療機関の理解促進を図るとともに、大学院の教育内容及び特色を浸透させる。

## 2 学生支援

### (1) 学修支援

- ① ガイダンスや掲示等で、全教員のオフィスアワーの日時及び学修相談の申し込み方法等に関する情報を周知するとともに、ホームページの学生専用ページに掲載する。各教員からも種々の機会を通じて対面で学生に学修相談の積極的な活用を促すとともに、学生専用ページへの定期的なアクセスを促し、学生が学修に関する助言を受けやすい環境をすすめる。
- ② 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導において、指導内容の充実を図るとともに、引き続き保護者へ成績の提供を行い、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。ガイダンス資料等の随時アクセス化整備について検討する。
- ③ 海外留学に関する経験者等の情報を収集し、学生に提供する。
- ④ 海外渡航や国外留学等に関する支援の在り方について、ワーキンググループを立ち上げ、安全な海外渡航体制の検討を開始するとともに、海外渡航危機管理セミナーを行い、学生の安全意識を向上させる。
- ⑤ ティーチング・アシスタント制度を整備する。また、奨学金に関する情報提供の強化や院生の研究助成金等の在り方について検討する。

学生の状況に合わせて長期履修制度、遠隔地からの授業参加を可能にするweb会議システムの活用等を指導する。

## (2) 生活支援

- ① 定期健康診断など学生の健康に関わる情報について、クラス顧問や学内相談員が、学生のプライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を引き続き実施する。感染防止マニュアルの情報の更新を適宜行い、学生の感染予防に努める。学生相談室を気軽に活用できるように、利用方法等を学生の利便性に合わせて調整する。

また、年度当初のガイダンスにおいて、学生相談及び相談予約方法の説明を行うとともに、ホームページ上でも案内を行う。学外カウンセラーによる講演等やメッセージの掲示にも取り組み、学生相談に関する情報を発信する。

- ② 交通安全教室、犯罪防止教室、DVに関する講習会などに加えてネットセキュリティに関する講習会を開催する。特に、交通安全に関しては、バイク通学者のほか事故経験者の交通安全教室への参加をさらに徹底する。

ハラスメント対策では、被害を訴える方法及び対応について、引き続き学生に周知徹底するとともにアンケート等を通じて学生の状況把握に努める。

砥部町や町内のNPO・社会福祉協議会など関係団体および町民との交流の機会に、大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報交換を引き続き行い、学生指導に活用する。

- ③ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報を積極的に入手し、ガイダンス等で案内を行うほか、学生が必要時に情報収集できるようにホームページの学生専用ページや学生ホール掲示板に掲載する。
- ④ 自治会執行部やサークルの代表者とともに、学生の自主的な課外活動の活性化に向けての意見交換を行い、新たなサークルの発足などにも適切な助言を行う。また、優れた活動に対しては表彰を実施する。

施設利用については、土曜日の利用を積極的に支援する。

## (3) 就職・進学支援

- ① 地域交流センター・学生委員会・同窓会が共同し、在校生と卒業生・同窓会との集い（ホームカミングデイ）を学内で開催し、職業意識の向上やキャリアデザインの設計を支援するとともに、情報交換などの交流を支援する。

個々の教員が持つ卒業生が抱える課題やニーズの情報収集に努めるとともに、卒業生個人や施設からの情報収集の方法について検討を始める。

就職・進学に関する全情報を学生ホールに掲示し、学生が自由に閲覧できるようにするとともに、ホームページの学生専用ページに、就職・進学情報を提供する。



- ② 県内医療機関等の求人情報を適宜提供するとともに、インターンシップや施設見学、就職説明会等の県内情報を学生ホールの求人関係の掲示やホームページの学生専用ページを活用して積極的に提供する。
- ③ Uターンを希望する卒業生の把握や卒業生への情報発信の方法等の検討を始める。

#### (4) 卒後支援

- ① 個々の教員が持つ卒業生が抱える課題やニーズの情報の収集に努めるとともに、卒業生個人や施設からの情報収集の方法について検討を始める。
- ② 各教員が個人で担ってきた卒後支援について、その情報を集約化して、大学としての卒後相談支援体制の構築について検討をすすめる。
- ③ Uターンを希望する卒業生の把握に努めるとともに、卒業生への情報発信の方法等の検討を始める。
- ④ 大学院修了者の卒後の状況把握に努め、支援の在り方や効果的な支援の方法について検討する。

### 3 研究

#### (1) 研究水準の向上

- ① 国際学会での発表に対し、引き続き学長裁量経費を活用して旅費など経費の一部を支援する。また、講座研究費の有効活用により、国際学会での発表や学術交流を積極的に行う。
- ② 学科セミナーを定期的に開催して教員の研究成果を発表することによって他者評価を受ける機会を確保し、研究の質の向上を図る。
- ③ 研究活動や研究の水準向上に資する研修会や、科学研究費補助金獲得支援となる研修会を全教職員を対象に開催するとともに、研究成果の発表会を定期的  
に開催し研究水準の向上を図る。  
学外で開催される同様の研修会の情報収集を行い、全教員に周知し、参加を奨励する。

#### (2) 研究活動の活性化・適正化

- ① 教育研究助成費を活用した学内研究を積極的に募集し、有望な学際的研究活動を選考のうえ支援する。
- ② 目的積立金等を活用して教員研究費の確保し、適正に配分するとともに、外部資金獲得のための研修会を引き続き実施する。  
科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催するとともに、その他の研究資金の獲得を奨励するための広報を積極的に実施する。

- ③ 教員の研究能力を向上させるため、学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加を支援する。
- ④ 研究活動の推進に必要な研究機器等について、計画的に整備を行い、その充実を図る。
- ⑤ 本学、西予市、愛媛県の共同活動として、昨年度に引き続き「地域包括ケア人材育成事業」及び「地域包括ケアシステム構築支援」について取り組む中で、モデル地域の関係機関・関係団体と共同して、研修を実施し、プログラム評価を行うとともに、さらに成果の公表に向けて検討を行う。

愛媛大学総合科学研究支援センターの研究機器を利用し、愛媛大学との共同研究を一層推進する。
- ⑥ 教職員へのe-ラーニング等による研究者行動規範の研修を実施するほか、医学系研究に関する倫理指針等の趣旨を尊重して、教育研究倫理委員会で適正かつ迅速な審議に努める。

### (3) 社会への研究成果の還元

- ① 公開講座のほか、ホームページ、大学案内、広報誌「砥礪」などの充実を図り、それらを活用して教員の研究活動状況や成果を発信する。また、紀要及び学術雑誌掲載論文を愛媛地区共同リポジトリに掲載し、研究成果を広く発信する。

研究成果を広く発信するため、県内看護職対象の「看護実践研究セミナー」、高校生対象の「生命科学体験プログラム」、小中学生対象の「理科教室」など、地域のニーズに応じた各種公開講座、出張講義を実施し、その成果をマスメディアを通じて積極的に発信する。

また、高校訪問や進学説明会出席の際に、出張講義一覧や大学案内、広報誌「砥礪」等を配布し研究成果の広報に努める。

学内セミナー等で研究成果を発表する機会を持つとともに、ホームページ等で研究内容を広く広報することにより、自己評価及び他者評価の機会を設ける。
- ② 教員の専門性に即して取り組んでいる関係機関・民間機関との連携による研究活動を支援する。

関係機関・団体のデータベースを毎年更新し、共同研究プロジェクト実施の可能性を探る。

## 4 社会貢献

### (1) 地域貢献活動の推進

- ① 地域交流センター会議、地域交流センター運営委員会を中心に事業の企画、運営体制の充実を図るとともに、活動前に教授会、学会等で協力を呼びかけるなど全学的な協力体制を整え、事業を推進する。

- ② 各種の活動や研修会を通じて新たなニーズの発掘に努め、県内各地域で活動する行政、専門職能団体等とのネットワークを強化する。
- ③ 本学、西予市、愛媛県の共同活動として、昨年度に引き続き「地域包括ケア人材育成事業」及び「地域包括ケアシステム構築支援」について取り組む中で、モデル地域の関係機関・関係団体と共同して、研修を実施し、プログラム評価を行うとともに、さらに成果の公表に向けて検討を行う。

関係機関との連携を強化し、専門職のニーズに応じた技術講習や人材育成研修等を企画し、実施する。

行政機関・職能団体等の主催する研修会のプログラム作成に参画し、専門職能のレベルアップを支援する。
- ④ 地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療福祉関係職種の研究を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ⑤ 教育研究活動の成果や専門領域の最新情報について、地域交流センター活動報告書、ホームページなどで発信する。

研究紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、学術雑誌掲載論文を機関リポジトリに掲載し、本学の研究内容を広く情報発信する。
- ⑥ 母親及び育児支援のニーズ等の状況把握に努め、今後の本学の支援のあり方の検討につなげる。

## (2) 地域住民への貢献

- ① 地域交流センターの年間計画に基づき、保健医療専門職並びに住民を対象とした公開講座・出張講座を開催する。
- ② 特別講演は、講演者・講演内容を精査し、地元自治体の広報ネットワークの活用に加え、関係機関への案内、ホームページ等により積極的に広報するとともに、卒業生等への広報活動を積極的に行い、地域住民や卒業生が関心を持って参加できるよう工夫する。
- ③ ボランティア系サークル等に積極的にボランティア募集の情報提供を行うとともに、引き続きホームページを活用した学生ボランティアの登録システムを学生に周知する。併せて、システムの稼働状況を把握し、登録の促進を図る。リレーフォーライフ、子育てフェスタなど、ボランティア系の学生サークルを中心とした地域貢献活動の機会を活用して、学生と住民との交流が図れるよう支援する。
- ④ 引き続き、地域住民の学習や健康づくりのため、学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。

また、平成27年4月より実施している地域住民の平日夜間、土曜日の図書館利用を継続する。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 運営体制の改善

##### (1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 理事会、経営審議会、教育研究審議会等法人組織や教授会等との連携・協働体制を維持し、各々の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が機動的で迅速な意思決定を行う。
- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定する体制を継続し、事務局長や学部長などが主体的かつ機動的に業務執行を行う。  
各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営を行う。
- ③ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ④ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題に弾力的に資源配分するなど、戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

##### (2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。
- ② 学生へのアンケートを実施し、要望や意見を大学運営の改善に生かすとともに、ホームページなどに法人、大学情報を公開して広く意見・提案を募る。  
また、後援会総会や役員懇談会での保護者、同窓会総会での卒業生、さらには地域住民や地域保健医療機関から寄せられる意見を大学運営に反映する。

#### 2 教育研究組織

##### (1) 教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会ニーズに対応した適切で活発な教育研究活動を継続するため、講座、研究グループなど教員組織や研究体制、さらには各委員会の構成メンバーについて、必要に応じて見直しを行っていく。

#### 3 人事の適正化

##### (1) 人事制度の弾力的な運用

- ① 学部及び大学院の教員構成や担当分野などを考慮し、非常勤講師の早期確保を含め運営に必要な教員の確保を図る。

- ② 教員の採用に必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会に付議して採用を決定する。
- ③ 第2期中期計画期間中のプロパー職員採用計画を具体的に策定するとともに、引き続き3名のプロパー職員に各種研修を積極的に受講させ、法人経営や大学事務にかかる専門性の修得を支援する。
- ④ 客員教授を任命し、本学の重要事業に当たってもらうとともに、実習機関において臨床教授を任命し実習体制の充実を図る。  
教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、本学における具体化を引き続き検討する。
- ⑤ SPODや学会等の外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等において意見交換を行う。
- ⑥ 兼業にかかる現行の規程や基準について、本学教育研究活動に支障が生じない範囲で、柔軟な運用を図る。

## (2) 適正な業績評価の推進

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会において、評価項目等の見直しを含め評価制度の見直しを引き続き進めつつ、教員業績評価を適正に実施する。
- ② 教員業績評価委員会において、評価項目や基準に従って、公平で客観的な教員業績評価を行う。  
教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。
- ③ プロパー職員の人事評価は、当分の間、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、中長期的に育成していく観点から、必要に応じて見直しを検討する。

## 4 事務等の効率化、合理化

### (1) 事務処理の改善

事務分担や事務処理方法を随時見直し、グループ内業務の更なる効率化・合理化に努める。専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、学生定員の増加に伴う業務量増には臨時職員の配置などで対応し、業務合理化と経費削減に努める。

### (2) 事務組織の見直し

法人プロパー事務職員に、法人経営や大学事務にかかる専門的な知識や技術を修得させ、より効率的で合理的な大学運営を図るとともに、プロパー職員の増員について検討する。

## 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己収入の増加

#### (1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に、外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を適宜提供するとともに、申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ ホームページ上の教員研究活動や研究内容に関するコンテンツを充実させるとともに、PRに努め、新たな受託研究等の獲得を目指す。  
市町村、県内企業、試験研究機関や医療機関等に広報誌「砥礪」を配付するとともに、教員の研究内容を紹介する研究目録をホームページで公開する。

#### (2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。  
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。  
また、有料公開講座を積極的に開催していく。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。
- ③ 支援対象とする学生の国際交流活動の具体化に併せ基金の制度づくりを進めていく。

### 2 経費の効率的、効果的な執行

#### (1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。  
予算の使途について、重点化及び緊急対応の観点から常に見直しを図り、優先順位を明確にしたうえで、効率的な執行に努める。
- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続し、学生定員の増加等に伴う業務量増や土曜日開館に対応し、経費削減に努める。  
複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について検討する。

#### (2) 人件費の効率的、効果的な執行

客員教授、特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

### 3 資産の管理運用

#### (1) 資産の適正な管理

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。
- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。  
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

#### (2) 資金の適正な運用管理

資金は、使途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

## 第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため にとるべき措置

### 1 自己点検・評価の実施

- (1) 学長を長とする自己点検評価委員会が、委員会等の学内組織と連携して、年度計画の作成及び実施の状況の進行管理等を通じて、第2期中期計画の大学運営上の課題を着実に点検・評価し、その対応を図る。  
また、認証評価機関による大学評価に向け、全学を挙げて取り組んでいく。
- (2) 年度計画、財務運営状況、法人運営状況等をホームページで公表する。  
教授会及び研究科委員会並びに法人組織において自己点検評価体制を確立し、本学の掲げる目標の達成に向けて自己点検評価を計画的かつ継続的に実施する。

### 2 大学に関する情報の積極的な公開

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) 大学への理解促進とイメージアップを図るため、タイミングをとらえたマスコミへの情報提供等、適切な情報発信を図る。  
また、法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などを通じて広く公開する。  
教育研究成果については、ホームページ等を活用して、広く興味を持てる内容となるよう検討するなど、情報発信のより一層の充実を図る。
- (3) アクセス状況の分析や在学生からの意見を取り入れつつ、利用しやすいコンテンツ・構成を検討し、充実を図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備、活用等

#### (1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や専門的知識を持った日々雇用職員を加えた自主点検を行い、適正な維持管理を行う。

また、学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収するほか、引き続き有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

#### (2) 施設設備の計画的整備

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、施設の機能保持の基本となる大型設備の耐用年数も大きく経過していること等を踏まえ、本学施設設備全体の改修計画の検討に着手する。

### 2 安全管理

#### (1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理のための組織を適切に運営するとともに、嘱託医による教職員のメンタルヘルス面での支援を充実するほか、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施する。

また、本学規定等に基づき、毒物及び劇物の確実な保管に努めるとともに、不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を着実に処分し、事故等の防止を図る。

- ② 警察や消防などの関係機関との連携により事故や犯罪の防止に努める。また、過年度より整備している災害時用物資について、適正な維持管理及び拡充に努める。

学生・教職員の非常連絡体制の維持・管理を行うとともに、学生に対する交通安全講習会、防犯教室の開催や教職員も参加して防火訓練を実施する。また、関係機関と連携し、学生に対し、交通安全に関する情報や不審者情報などをメール等で迅速に提供する。

#### (2) 情報管理体制の整備

学生に講義（必須）で情報セキュリティ教育を行うとともに、教職員には、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供し、セキュリティ意識の更なる向上を図る。



### 3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

#### (1) 人権意識の向上

学生に対し、引き続き倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うとともに、教職員に対しては、学生の人権とハラスメント防止に関する研修会を開催するなど、人権問題への意識の一層の向上を図る。

#### (2) 各種ハラスメント行為の防止等

教職員に対しハラスメント防止規程、「ハラスメントをなくすための教職員が認識すべき事項についての指針」等を周知徹底するとともに、ハラスメント防止研修会を開催し、教職員のハラスメントに対する意識の向上を進める。

また、大学院生を含めた全学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を継続実施し、その結果を分析して全教職員に提示するとともに、改善点があれば、その対応策を全教職員で協議するなど万全の対応を図る。

## 第7 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	674
自己収入	291
入学金及び授業料等収入	275
雑収入	16
受託研究等収入	4
目的積立金取崩額	0
計	969
支出	
業務費	856
教育研究費	109
人件費	747
一般管理費	109
受託研究等経費	4
計	969

(注)人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	988
経常費用	988
業務費	849
教育研究費	98
受託研究等経費	1
寄付金経費	3
役員人件費	42
教員人件費	583
職員人件費	122
一般管理費	109
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	30
臨時損失	0
収益の部	988
経常収益	988
運営費交付金	673
授業料収益	231
入学料収益	39
選考料収益	8
受託研究等収益	3
雑益	16
資産見返運営費交付金戻入	9
資産見返寄附金戻入	2
資産見返補助金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	—

### 3 資金計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	969
業務活動による支出	953
投資活動による支出	2
財務活動による支出	14
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	969
業務活動による収入	969
運営費交付金による収入	674
授業料及び入学料等による収入	275
受託研究等による収入	4
その他の収入	16
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

#### 第8 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

#### 第9 出資等による不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分移管する計画

なし

#### 第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、大規模改修の推進を要望していく。

## 第12 県の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

### 2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化」に記載したとおり

### 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に 関する計画

積立金の使途

前中期目標期間の積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし